

## 令和8年度静岡県農地集約化促進事業の推進方針

令和8年5月26日  
静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課

### 1 趣旨

本県では担い手を核とした力強い農業構造を構築するため、地域計画の実行による担い手への農地集積・集約化に関する推進方針に基づき、農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化を一層推進し、担い手の農業経営の規模拡大、省力化・低コスト化を支援していくこととしている。

こうした中、農地集約化促進事業は、地域における機構を活用した大規模な団地化、誘致団地の創出等を含む農地の集約化に対するインセンティブとして高い効果が期待できるため、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記2の第9の2に基づき、以下のとおり農地集約化促進事業の推進方針を定める。

### 2 推進体制

県及び市町等の関係機関は連携し、地域計画のブラッシュアップや実行と併せて、農地集約化促進事業を活用した農地中間管理事業の一層の推進を図る。

### 3 基本的な考え方

- ・市町、農業委員会、JA、土地改良区との連携を密にし推進を図る。
- ・重点的に推進する地域を定めて推進を図る。

### 4 重点的に推進する地域

次に掲げる地域については、農地集約化促進事業を重点的に推進することとし、各関係機関が連携して当該地域に対し事業の周知及び事務手続きのサポート等を行い、農地集約化促進事業の一層の活用を図る。

なお、農地集約化促進事業の交付対象地域は、全域が同一の地域計画の区域となる地域である。

#### (1) 将来の担い手が位置づけられた地域計画の区域

農地集約化促進事業を活用し、担い手への農地の集約化を推進する。

#### (2) 将来の担い手が不在の地域計画の区域

地域の話し合いの際に、農地集約化促進事業を周知し、地区外からの新たな担い手や新規就農者等の誘致団地の創出をすることで将来の担い手を確保する。